

鴨川市管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第 17 号

鴨川市管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 15 条の 2 第 3 項第 1 号」を「第 15 条の 2 第 3 項」に改め、同条第 4 項を削る

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条 次に掲げる場合には、給与条例第 15 条の 2 第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。

（１） 給与条例第 15 条の 2 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

（２） 給与条例第 15 条の 2 第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。